

2019年6月14日(金曜日)

〔ファクスだより〕

『船員行政ニュース』1003 国土交通省海事局 船員政策課

「危険物等取扱責任者資格」の有効期限は大丈夫ですか？

「危険物等取扱責任者」の資格を有している船員の皆さま、その資格には有効期限があり、5年ごとの更新が必要です。5年ごとの更新を忘れ資格が失効すると、再度認定を受けるためには、認定時と同じ要件を満たす必要があります。今すぐ、有効期限の確認をしましょう。

「危険物等取扱責任者」とは、平水区域以外を航行区域とする石油タンカー、液体化学薬品タンカーおよび液化ガスタンカーで危険物または有害物の取り扱いに関する業務に従事・管理できる資格を認定されている者です。

更新の要件①または②の要件を満たした方

- ①有効期間満了日前5年以内に、船種別（石油タンカー、液体化学薬品タンカー、液化ガスタンカー）に3カ月以上の乗船履歴を有すること。
- ②有効期間満了日前5年以内に、消火、タンカーの安全の確保、海洋汚染の防止などに関する更新講習の課程を修了していること。

なお、②の更新講習の受講方法は、「通学」と「通信教育」があります。

更新手続き

乗船履歴で更新をされる方は船員手帳を、乗船履歴が3カ月未満の方は、更新講習機関（船災防など）発行の修了証書と船員手帳を持って、有効期間が満了する日前6カ月以内に、最寄りの地方運輸局などに申請してください。

※更新要件の乗船履歴（3カ月以上）を有しておらず、乗船中などで「通学」が難しい船員の方でも受講できる、船員災害防止協会（船災防）主催の「危険物等取扱責任者資格更新講習（通信教育）」を案内します。

更新講習（通信教育）申し込みから終了までの流れ

- ・有効期間満了日の12カ月前から2カ月前までの間に、FAXまたは郵便で「更新講習申込書」を送付します
- ・申し込み後、教本、試験問題などが送付されます
- ・その教本で自学・自習した後修了試験の解答を送り返します

・船災防が採点して可否を判定し、合格であれば修了証書が発行されます

船災防の更新講習の詳細は、次のサイトをご覧ください。

http://www.sensaibo.or.jp/CL04/29_S1.pdf
http://www.sensaibo.or.jp/CL04/524_S1.pdf

【参考】更新講習受講料（消費税別）

船災防の会員会社に所属されている方……11、000円
それ以外の方………14、300円

危険物等取扱責任者資格更新講習（通信教育）に関するお問い合わせ先

船員災害防止協会 総務部

住所 東京都千代田区麹町4-5

TEL 03(3263)0918

FAX 03(3263)0610

Eメール info@sensaibo.or.jp